

第5次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プランについて

1 趣旨

平成30年3月に「第4次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン」を策定し、男女共同参画社会実現に向けた取組を行ってきました。

このたび、令和5年度から令和9年度までの第5次計画の原案がまとまりましたので、市民の皆様からの意見を募集します。

2 第5次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン（原案）

別添資料のとおり

3 今後の予定

(1) 市民意見募集

- ・募集期間 令和4年12月16日（金）から令和5年1月24日（火）まで
- ・周知方法 広報あしや12月号、市ホームページ、広報掲示板にて募集案内を行う。
- ・閲覧場所 市ホームページ、男女共同参画センター1階人権・男女共生課、市役所北館1階行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センター（公民館図書室）、図書館本館、保健福祉センター、市民活動センター（リードあしや）、潮芦屋交流センター
- ・提出方法 人権・男女共生課窓口に持参、郵送、ファクス、ホームページ上の意見募集専用フォーム

(2) 市民意見募集結果の報告

- ・令和5年2月

(3) 計画策定

- ・令和5年3月

4 添付資料

- ・第5次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン（原案）
- ・第5次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン（原案）概要版

第5次芦屋市男女共同参画行動計画 ヴィザス・プラン(原案)

第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画

第3次芦屋市女性活躍推進計画

～自分らしく　暮らしありやすく　働きやすく～

令和4年(2022年)12月

芦屋市

目 次

第1章 計画の趣旨と位置付け	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 計画の基本理念・目指す姿	5
2. 基本目標	5
3. 計画の期間	6
4. 施策の体系	6
5. 計画の進捗管理	8
6. 計画の推進体制	8
第3章 基本目標と取組内容	9
基本目標1. 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発	9
[施策の方向性] (1) 家庭・地域へ向けての取組	9
[施策の方向性] (2) 市職員への啓発や学校園等での学習	10
基本目標2. 安心して生活できる環境の整備	12
[施策の方向性] (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進	12
[施策の方向性] (2) あらゆる暴力の根絶	13
【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】(DⅤ対策基本計画)	
基本目標3. 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	15
【第3次芦屋市女性活躍推進計画】	
[施策の方向性] (1) 女性へのエンパワメント推進	15
[施策の方向性] (2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援	18
数値目標	20
主な取組とその所管課	21
資 料	22
1. 前計画の数値目標の検証	22
2. 市民及び職員意識調査の概要	24
3. 委員名簿	25
4. 計画の策定経過	30
5. 男女共同参画推進のあゆみ（年表）	32
6. 芦屋市男女共同参画推進条例	35

7. 計画策定関係法令.....	38
8. 用語解説（50 音順）	40

第1章 計画の趣旨と位置付け

1. 計画策定の趣旨

激動する社会の中で、より重要となった男女共同参画の推進に向けて

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。グローバル化や少子高齢化、人口減少、そして直近の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、さらに社会の変化が加速するなか、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた世界的な潮流、社会の多様性と活力を高める観点から「男女共同参画社会の実現」は極めて重要です。その実現のためには、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消と、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないこと、そして様々な性別を理由とする不平等な取り扱いの解消に向けて取り組むことが重要です。

女性の活躍の推進やワーク・ライフ・バランスの実現のために

平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）が施行され、本市では第1次及び第2次女性活躍推進計画により継続的な取組を進めてきましたが、政策・方針決定過程での男女共同参画の進捗等、未だ多くの課題があります。また女性活躍推進のためには、女性自身だけでなく、女性が活躍できる環境整備とともに男性の意識・行動も変化させていかなければなりません。また、男女ともに、家庭生活と両立しうる持続可能な働き方を実践するだけでなく、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し仕事以外の活動の場や役割を持つことが、「人生100年時代」といわれる現在においては、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられるため、働き方や暮らし方の見直しのための取組が必要です。

あらゆる暴力の根絶に向けて

性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や休業等による生活不安・ストレスから、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化も懸念されているため、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、あらゆる暴力の根絶に向けて取り組む必要があります。平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が施行され、本市においては第1次及び第2次配偶者等からの暴力対策基本計画により取組を進めてきましたが、DV相談室の認知度や若年層に向けた意識啓発には課題があり、より積極的な取組が必要です。

施策体系を見直し、より市全体で取組を推進する計画へ

平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第4次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン」及び「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、「芦屋市男女共同参画推進条例」に基づき、市民及び職員に対する取組を総合的に進めてきました。

前計画における実績として、芦屋市男女共同参画センター「ヴィザスあしや」が会議室や相談スペースをはじめとする設備の充実した施設へと移転するとともに、講座・相談事業の実施、情報コーナーにおける貸出し図書の充実等、一定の成果を上げました。

しかし、25の数値目標のうち達成できたのはわずか6にとどまり（資料「1. 前計画の数値目標の検証」参照）、引き続き課題解決に向けた継続的な取組とともに、直近の新型コロナウィルス感染症の拡大の影響も踏まえた施策体系の見直しと、効率的な取組の実施が必要であると考えました。

以上のことから、前計画における取組を継承・発展させながら、現行の取組内容の評価・検証結果や、国や県、他自治体の動き・新たな課題等を踏まえ、実効性を高めるための見直しや新たな施策等を盛り込むことで、市民一人ひとりが自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指し、市民、事業者等、国や県等の関係機関と連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けた取組や目標を示す新しい計画を策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては、これまで2つの計画に分かれていた「男女共同参画行動計画」及び「配偶者等からの暴力対策基本計画」を統合させ、基本目標2の（2）を「第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」に位置づけました。一体的に策定することで、より総合的かつ横断的な施策の推進を目指します。

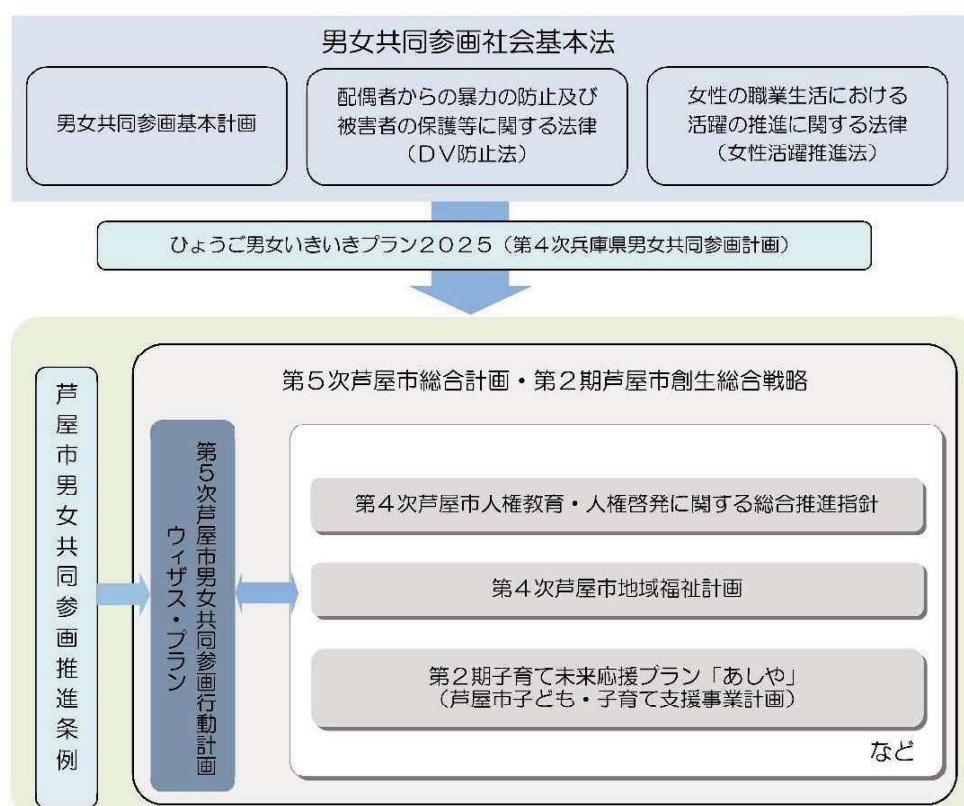
2. 計画の位置付け

本計画は、「第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウェイズ・プラン」と称し、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために、本市が取り組むべき施策の基本的な方向を示します。

また、本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に位置付けられると同時に、「芦屋市男女共同参画推進条例」第9条第1項に規定する「行動計画」です。また基本目標2の（2）は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当し、同時に基本目標3は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当します。

「第5次芦屋市総合計画」においては、施策分野2「健康福祉」の施策目標4「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」の実現を目指した分野別計画であり、重点施策です。

本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」等を勘案するとともに、本市の関連分野別計画との整合を図ります。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念・目指す姿

平成21年に施行した「芦屋市男女共同参画推進条例」の中で掲げている6つの基本理念（第3条）を本計画の基本理念とし、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

また、本計画から「自分らしく、暮らしやすく、働きやすく」というキャッチフレーズを掲げ、計画について、親しみを持ってもらい、その方向性をわかりやすく伝えられるようにしています。

基本理念（第3条）

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨とすること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な理解と協調の下に行われること。
- (6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮すること。

2. 基本目標

本計画は国の「第5次男女共同参画基本計画」において強調している視点及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2025」の重点的に取り組む課題、前計画における成果や課題、芦屋市男女共同参画推進審議会及び芦屋市女性活躍推進会議での提言等を踏まえて、次の3つの基本目標を設定しました。3つの基本目標を軸に取り組むことで、「基本理念」の実現を目指します（施策の体系図は「4. 施策の体系」参照）。

なお、複数の課題解決に繋がる取組を実施するために、横断的に施策を実施する場合があります。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発

基本目標2 安心して生活できる環境の整備

※「第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」（DV対策基本計画）を含む

基本目標3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

※「第3次芦屋市女性活躍推進計画」

3. 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年4月から令和10（2028）年3月までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢等の変化や、計画期間中に法律及び基本方針の改正等により、新たに盛り込むべき事項が生じた場合については、必要に応じ見直しを行います。

4. 施策の体系

本計画の施策体系は、「基本目標」「施策の方向性」「主な取組」に分かれており、次のとおりです。

基本目標	施策の方向性	主な取組
1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発	(1) 家庭・地域へ向けての取組    	①男女共同参画センターを中心とした取組 ②防災・減災への取組
		①市職員の意識醸成 ②多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供
2 安心して生活できる環境の整備	(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進     	①年齢に応じた性教育の充実 ②ライフステージに応じた健康づくり ③悩み相談事業
		①DV被害者支援 ②DVと性暴力防止のための取組
3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進 【第3次芦屋市女性活躍推進計画】	(1) 女性へのエンパワメント推進     	①女性が望む活躍への支援 ②性別役割の偏り解消のための取組
		①子育て・介護等の支援 ②男性の家庭生活での活躍推進 ③働き方改革の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター ホームページより「S D G s（持続可能な開発目標）」

国の「第5次男女共同参画基本計画」において強調している視点、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2025」の重点的に取り組む課題、前計画における成果や課題、附属機関である芦屋市男女共同参画推進審議会での提言等を踏まえて、「主な取組」の中から次の3つの重点取組（「主な取組」の灰色部分）を設定しました。

- 重点取組1：基本目標1-施策の方向性（2）- 主な取組①市職員の意識醸成
- 重点取組2：基本目標2-施策の方向性（2）- 主な取組②DVと性暴力防止のための取組
- 重点取組3：基本目標3-施策の方向性（2）- 主な取組②男性の家庭生活での活躍推進

上記3つの重点取組を掲げ、その遂行をより意識することで、他の課題へ良い効果を生み出し、本計画全体として、よりよい成果につなげていきます。

5. 計画の進捗管理

本計画に基づく事業の実施状況等においては、進行管理調書の作成により進行管理を行い、「芦屋市男女共同参画推進審議会」及び「芦屋市女性活躍推進会議」において報告し、第三者的な立場から評価、意見、提言を受け、PDCAサイクルに基づいた計画の着実な推進を図っていくとともに、その評価結果や意見・提言の内容等をホームページ等で公表します。

また、公表の際は、市民にとってわかりやすい資料となるよう努めます。



6. 計画の推進体制

配偶者等による暴力防止にかかる施策及び女性の活躍推進についての施策も含めた、男女共同参画推進施策を円滑かつ総合的に企画・調整し、実効性のあるものとして実施するために、男女共同参画推進審議会、女性活躍推進会議等、第三者的な立場からの意見を聞きながら、市長を本部長とする男女共同参画推進本部や幹事会等、全庁的な推進体制の下で、施策の推進を図ります。

また、効果的な取組を行うためには、行政主体の取組だけでなく、事業の内容に応じて市民や市民団体との協力や、関係機関との連携が必要であり、市民と行政が協働して男女共同参画施策を推進できるよう連携強化を目指します。

計画の推進体制

